

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第2項の規定により公表する。

令和5年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 契約の内容

(1) 事業年度

令和5年度

(2) 業務の名称

令和5年度和歌山県工業技術センター清掃業務委託

(3) 業務内容

和歌山県工業技術センターの清掃業務を実施する
仕様書のとおり

(4) 業務履行の場所

和歌山市小倉60番地 和歌山県工業技術センター

(5) 業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 契約の相手方の名称及び所在地

一般社団法人和歌山県セルフセンター

和歌山市美園町5丁目4-6

3 契約金額

2,750,000円（消費税及び地方消費税含む。）

4 契約年月日

令和5年4月1日

5 契約の相手方とした理由

「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する方針」に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設であって海草振興局管

内にある施設または地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者として総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けた者のうち当該清掃業務の受託を希望する者から見積書を提出させたところ、見積書の記載金額が予定価格の範囲内で、かつ、県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でなかったため。